

NITE バイオテクノロジーセンターにおける試験機関の紹介プロセス

制定：令和3年2月19日版
NITE バイオテクノロジーセンター

(目的)

1. この文書は、NITE バイオテクノロジーセンター（以下「バイオ C」という。）における光触媒抗ウイルス加工製品の新型コロナウイルスを用いた評価による試験機関の紹介プロセスを定めることを目的としています。

(バイオ C に対する紹介の依頼)

2. 国内の工場又は事業場で光触媒抗ウイルス加工製品を製造する者（以下「製造業者」という。）（注 1）であって試験機関の紹介を希望する者は、次に掲げる事項をバイオ C あて電子メール（vbms@nite.go.jp）でお知らせください（注 2）。
 - (1) 製造業者の名称、住所、法人番号及び代表者の氏名
 - (2) 製造業者の連絡先担当者の氏名、所属、電話番号及び電子メールアドレス（フリーアドレスは不可）
 - (3) 光触媒抗ウイルス加工製品の名称
 - (4) 光触媒の紫外光応答形又は可視光応答形の別
 - (5) 製造業者が指定しなければならない光照射条件等の試験条件（注 3）
 - (6) 当該製品を製造する（1）の法人に属する国内の工場又は事業場の名称及び住所
 - (7) （1）の法人に属しない国内の工場又は事業場で当該製品を製造している場合にあっては、当該工場又は事業場が属する法人の名称、住所、法人番号及び代表者の氏名並びに当該工場又は事業場の名称及び住所
 - (8) その他連絡事項（注 4）
- (注 1) 輸入業者、販売業者又は国内の工場又は事業場で光触媒抗ウイルス加工製品を製造していない製造業者に対する試験機関の紹介は行っておりません。
- (注 2) 記載事項について不明な点がある場合に限り、電話（03-6672-9699）による問い合わせを受け付けています。
- (注 3) 紫外光又は可視光の照射条件は、試験機関では指定できませんので、光触媒抗ウイルス加工製品の使用条件を踏まえて製造業者が指定してください。
- (注 4) 評価時期の指定はできません。また、見積書の請求は、試験機関への試験依頼時をお願いいたします。

(バイオ C から試験機関に対する照会)

3. バイオ C は、前条で提供された情報に基づき、製造業者から紹介依頼があったことを試験機関に連絡し、「受諾の可否」及び「可の場合における評価時期」について照会します。

(試験機関からバイオ C に対する回答)

4. バイオ C は、試験機関から提供される「受諾の可否」及び「評価時期」について、製造業者に電子メールで回答します。

(バイオ C からの回答に対する製造業者の承諾)

- 5-1. 製造業者は、前条のバイオ C からの回答を承諾した場合には、その旨を速やかにバイオ C へ電子メールでお知らせください(注5)。
 - 5-2. バイオ C は、製造業者が回答を承諾した旨及び試験機関の連絡先情報を製造業者に伝える旨を試験機関に連絡します。
 - 5-3. バイオ C は、試験機関から連絡先情報を製造業者に伝えてよい旨の回答が得られたら、製造業者に連絡先情報を連絡します。
- (注5) バイオ C へ電子メールでお知らせいただかなかった場合、次のプロセスに進むことができません。また、バイオ C からの回答に製造業者が承諾できない場合には、その旨をバイオ C へ電子メールでお知らせください。

(製造業者から試験機関への試験依頼)

6. 製造業者は、5-3 でバイオ C から伝えられた試験機関の連絡先に連絡して、試験用製品サンプルの提供、試験費用の見積書の請求等、試験依頼に必要な手続きを行ってください。

(試験機関による報告書の発行)

- 7-1. 試験機関は、製造業者に対して報告書を発行します。
- 7-2. 製造業者は、試験機関が発行した報告書の利用に当たっては、「報告書の利用に当たっての注意事項」に従ってください。

<参考情報>

参考 1. 光触媒について

光触媒による抗ウイルス効果は、光エネルギーを吸収した触媒作用(酸化分解作用)により、光触媒表面に付着したウイルスの外膜を分解し、ウイルスの活性が抑制されることで得られます。

詳しくは、光触媒工業会ウェブサイト「抗ウイルス説明資料」をご参照ください。

<https://www.piaj.gr.jp/pdf/抗ウイルス説明資料.pdf>

参考 2. 試験機関が用いる試験方法について

試験機関が用いる光触媒材料の抗ウイルス性試験方法は、JIS R 1706 及び JIS R 1756 で規定しています。

- ・JIS R 1706:2020 (ファインセラミックスー光触媒材料の抗ウイルス性試験方法ーバクテリオファージ Qβ を用いる方法)
- ・JIS R 1756:2020 (ファインセラミックスー可視光応答形光触媒材料の抗ウイルス性試

験方法ーバクテリオファージ Q β を用いる方法)

新型コロナウイルスを用いた光触媒材料の抗ウイルス性試験では、JIS に準拠した方法で、新型コロナウイルスを用いた評価が行われる予定です。

日本産業標準調査会ウェブサイトで JIS を閲覧することができます。

<https://www.jisc.go.jp/>

参考 3. 試験機関について

バイオ C が紹介する光触媒抗ウイルス加工製品の試験機関は、以下 (1) ~ (3) 全ての条件を満たす信頼性のある機関です。

- (1) 新型コロナウイルスを取り扱うことができる機関であること
- (2) 国際基準 (ISO/IEC17025) に基づく JNLA (※1) 登録又は ILAC/MRA (※2) 署名認定機関から認定を受けた機関であること
- (3) 光触媒工業会が推奨していること

※1 JNLA (産業標準化法に基づく試験事業者登録制度)

<https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/outline/index.html>

※2 ILAC/MRA (国際試験所認定協力機構/相互承認取決)

<https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/kokusai/mra.html>

<http://ilac.org/?ddownload=3322>

以 上